

公立大学法人宮崎県立看護大学における取引業者からの誓約書徴取の取扱い

令和3年10月1日制定

1 目的

公的研究費の不正使用を防止するために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下、「ガイドライン」という。）（文部科学大臣決定）が策定された。（平成19年2月15日制定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）

ガイドラインの趣旨を踏まえて、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下、「本学」という）では、「宮崎県立看護大学における公的研究費の不正使用防止策に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」（平成30年4月1日）を策定した。

ガイドライン及び基本方針では、教職員と事業者（以下、「取引業者」という。）との癒着を防止するために、不正な取引に関与しないことなどを盛り込んだ誓約書を徴取することとしている。

このことから、一定の取引実績（回数、金額等）のある取引業者から誓約書を徴取するための取扱いを定める。

2 誓約書の様式について

誓約書は、以下の内容を盛り込み、別紙様式のとおりとする。

- (1) 「本学会計規則」、「本学契約事務取扱規程」及び「本学契約事務取扱規程細則」を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

3 誓約書を求める取引業者の選定について

公的研究費に係る物品供給等の取引において、本学と一定の取引実績（前年度における取引回数が12回以上または年間総取引金額が50万円以上。当年度においては1回の取引金額が50万円以上）がある取引業者を選定する。

但し、以下の者を除く。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業
- (4) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者
- (5) 弁護士・特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手ではない個人
- (7) その他、本取扱いの対象になじまない業種等
- (8) 既に3年以内に誓約書を提出している業者等

4 誓約書の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出先及び問合せ先

〒880-0929 宮崎市まなび野3丁目5番地1

公立大学法人宮崎県立看護大学 総務課 経営企画担当

T E L : 0985-59-7700

メール : kikaku@mpu.ac.jp

5 その他

- (1) 誓約書は原則3年毎に求めることとするが、上記ガイドラインの誓約書に盛り込むべき事項が変更になった場合、前年度の取引実績を確認し、新たに選定対象となる取引業者がいる場合は、随時、提出を求めるものとする。
- (2) 不正が認められた場合の取引停止の措置については、「宮崎県物品買入れ等の契約に係る競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱」の規定に準ずるものとする。